

県内初、電子定款システム導入

会社設立の際の印紙コスト削減

遠地経営労務法務事務所

うと印紙代が不要になる。

(中区八丁堀一―二二―九

このシステムは行政書士

一三)は7月から、電子定款システムを導入した。政府の推進する電子化政策と、平成18年4月に導入予定の新会社法をにらんでのもの。

が行うもので、同事務所では電子定款認証に必要な電子証明書、ソフトなどを完備。東京・大阪など大都市圏では既にサービスを始めている事務所もあるが、広島県内では初の試みという。

電子定款認証とは、定款を電子的に作成(データをフ

5月に現在地の八丁堀に事務所を移転、システム導入は業務拡大の一環で、遠地所長は「さらなるコスト削減に役立てたいと導入した。期待に応えたい」と話している。

ロッピーディスクに収めた形)し、公証人もデータ上で定款を認証することが可能なシステム。従来、会社設立の際は定款を作成し公証人役場で「定款認証」を行い、定款に4万円の入印紙を貼ることが必要だが、電子定款認証で手続きを行

る。☎222・8801、<http://www.office-onji.com>

| | 従来 | 電子定款 |
|----------|--------|---------|
| 定款に貼る印紙代 | 4万円 | 0円(=不要) |
| 定款の認証代 | 5万円 | 5万円 |
| 謄本作成料等 | 約2千円 | 約2千円 |
| 合計 | 約9万2千円 | 約5万2千円 |